

重 要

事業に着手する前に必ずお読みください

住まいづくり応援事業で 補助金の交付が決定した方へ

補助金を交付指令書のとおり支払うことは決定をしたわけですが、次ページ以降の点を守っていただかないと、最終的に補助金のお支払いができない場合もありますので、事業に着手する前に必ずお読みください。

ここに書いてある内容が難しい場合は、工事施工業者にこの書類を見せてから事業に着手してください。

今後の進め方

(1) 工事に着手してください

添付した「補助金交付指令書」をもって、補助金額が決定となりましたので、工事に着手してください。

(2) 工事が完了したら

工事が完了したら、工事施工業者から請求書をもらい、工事代金をお支払いください。領収書もあわせてもらってください。

(3) 工事代金の支払いが済んだら

工事施工業者への支払いが済みましたら、①補助金請求書、②完了報告書、③必要な書類を建設課に提出してもらいます。詳しくは次ページをご覧ください。

(4) 審査の上、指定された口座に補助金を振り込みます

提出された書類を町で審査し、問題がなければ指定された口座に補助金を振り込みをします。通常は、これで終了です。

工事内容を変更したり止める場合

申請した内容を変更する場合や工事を止める場合は、建設課まで報告してください。変更などの手続き方法など、詳しくは4～5ページをご覧ください。

工事代金の支払いが済んだら

工事が完了し領収書を受け取ったら10日以内に、関係書類を添えて、建設水道課まで補助金を請求してください。 請求に必要な書類は次のとおりです。すべて提出してください。

補助金請求に必要な書類	備 考
完了報告書	必要事項を記入し、提出ください。
補助金請求書	必要事項を記入し、提出ください。日付は完了報告書と同じに。
工事代金の領収書の写し 又は振込金受取書の写し	①領収書の場合→工事施工業者から出してもらった領収書の写しを提出ください。 <u>請求書では受け付けませんのでご注意ください。</u> また、交付申請の際に、複数の工事施工業者から見積をとった場合は、すべての工事施工業者の領収書が必要です。 ②振込金受取書の場合→信金や農協から工事施工業者の口座へ振り込み、戻ってくる「振込受取書」の写しを提出ください。信金や農協の収納印がついてあるものに限りです。
工事施工箇所の写真	交付申請書に添付した「現況写真」と同じ場所で撮った写真、着手前と着手後が比較して分かるような写真。

予定した工事を変更する場合

補助金額が増減する場合があるため手続きが必要ですので、工事施工中に変更が必要になったら、まずは建設水道課にご相談ください。

提出には次の書類が必要です。すべて提出してください。

なお、変更の場合でも、最初に補助金を申請したのと同様に、「補助金交付変更指令書」が交付されてから変更工事を行ってください。変更交付以前に着手しないでください。補助金を支払えない場合があります。

変更申請に必要な書類	備 考
変更承認申請書	ご相談の際にお渡しします。
工事明細書又は見積書	交付申請書に添付した見積書に、変更箇所が分かるように追加してもらった見積書か、交付決定後の日付にした追加工事分のみのお見積書
工事の設計書 又は施工箇所の見取図	交付申請書に添付した図面に、変更箇所を分かるように示した図面
現況の写真	変更箇所の着手前の写真

工事を止める場合

何らかの事情で、工事を止めることになった場合は、廃止届を提出していただく必要があります。まずは、建設水道課にご相談ください

補助金の廃止に必要な書類	備 考
廃 止 届	ご相談の際にお渡しします。

※ 廃止した場合は、補助金はお支払いしません。

住まいづくり応援事業の担当課

不明な点等がございましたら下記まで
お問い合わせください。

西和賀町建設水道課 住宅係

TEL 82-3288まで